

# 鶴岡市防災会議

日時：平成25年8月20日（火）午後3時30分

場所：出羽庄内国際村ホール

## 次 第

委嘱状交付

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 鶴岡市防災会議の会長職務代理者の指名について

(2) 鶴岡市地域防災計画の修正について

(3) その他

4 閉 会

## 配 布 資 料

資料 1 : 鶴岡市防災会議委員名簿

資料 2 : 鶴岡市地域防災計画修正案の概要

資料 3 : 鶴岡市地域防災計画（震災・津波対策編、個別災害対策編）修正案

資料 4 : 鶴岡市地域防災計画（風水害・雪害対策編）修正案

鶴岡市防災会議委員名簿

資料1

機関名等	役職名	氏名	代理出席者		出欠
			役職名	氏名	

○鶴岡市防災会議条例第3条第5項第1号委員（指定地方行政機関の職員）

1	庄内労働基準監督署	署長	石沢敏昭			欠
2	東北農政局酒田地域センター	総括農政業務管理官	松本孝一	主任農業業務管理官	後藤聡	出
3	庄内森林管理署	署長	西真			出
4	国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所	所長	高橋重道			出
5	国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所	所長	藤沢和範	副所長	齋藤信哉	出
6	山形地方気象台	次長	坂野哲哉			出
7	酒田海上保安部	部長	鈴木浩久			出
8	陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊	連隊長	西村和己			欠

○第2号委員（山形県の職員）

9	山形県庄内総合支庁	総務企画部長	大滝太一	防災安全室長	直江格	出
10	山形県庄内総合支庁	建設部長	渡辺善彦			出
11	山形県庄内保健所	所長	松田徹			出

○第3号委員（山形県警察の職員）

12	鶴岡警察署	署長	相馬諭			出
----	-------	----	-----	--	--	---

○第4号委員（市の職員）

13	鶴岡市	副市長	山本益生			出
14	鶴岡市	荘内病院長	三科武			出
15	鶴岡市	総務部長	石塚治人			出
16	鶴岡市	企画部長	三浦総一郎			出
17	鶴岡市	市民部長	上原正明			出
18	鶴岡市	危機管理監	阿部也			出
19	鶴岡市	健康福祉部長	今野和恵			出
20	鶴岡市	農林水産部長	五十嵐正一			欠
21	鶴岡市	商工観光部長	佐藤茂			出
22	鶴岡市	建設部長	小林貢			出
23	鶴岡市教育委員会	教育部長	山口朗			出
24	鶴岡市	上下水道部長	齋藤雅文			出
25	鶴岡市	荘内病院事務部長	板垣博			出
26	鶴岡市	藤島庁舎支所長	門崎秀夫			出
27	鶴岡市	羽黒庁舎支所長	武田功之			出
28	鶴岡市	筒引庁舎支所長	佐藤孝朗			出
29	鶴岡市	朝日庁舎支所長	宮崎清男			出
30	鶴岡市	温海庁舎支所長	伊藤彦市			出

○第5号委員（教育長）

31	鶴岡市教育委員会	教育長	難波信昭			出
----	----------	-----	------	--	--	---

機関名等	役職名	氏名	代理出席者		欠
			役職名	氏名	

○第6号委員（病院事業管理者）

32	鶴岡市	病院事業管理者	黒井 秀治			出
----	-----	---------	-------	--	--	---

○第7号委員（消防長及び消防団長）

33	鶴岡市消防本部	消防長	秋庭 一生			出
34	鶴岡市消防団	消防団長	伊藤 俊昭			出

○第8号委員（公共機関の職員）

35	日本郵便(株)鶴岡郵便局	局長	羽生 洋市			出
36	東日本高速道路(株)東北支社鶴岡管理事務所	所長	東瀬 克己			欠
37	東日本電信電話(株)山形支店庄内営業所	所長	久道 秀敏			欠
38	(株)NTTドコモ東北支社山形支店	支店長	相沢 そのみ			出
39	東北電力(株)鶴岡営業所	所長	村上 真彌			出
40	東日本旅客鉄道(株)鶴岡駅	駅長	山口 重人			出
41	鶴岡ガス(株)	代表取締役社長	笹原 泰	供給部長	佐藤 健	出
42	庄内中部ガス(株)	取締役部長	西倉 健二			出
43	山形県LPGガス協会田川支部	支部長	富樫 幸彌			出
44	庄内交通(株)	常務取締役	村 紀明			出
45	日本通運(株)鶴岡営業所	所長	新堀 雅昭			欠
46	日本放送協会山形放送局	副局長	吉田 雅夫			欠
47	(株)山形新聞社鶴岡支社	支社長	伊藤 哲哉			出
48	(一社)鶴岡地区医師会	副会長	土田 兼史			欠
49	鶴岡市救難本部	本部長	榊原 昭夫			出
50	山形県建設業協会鶴岡支部	支部長	佐藤 友和			出
51	庄内赤川土地改良区	事務局長	高橋 武郎			出
52	鶴岡市農業協同組合	代表理事専務	本間 孝			出
53	庄内たがわ農業協同組合	代表理事専務	齋藤 泰宏			出

○第9号委員（自主防災組織を構成する者等）

54	鶴岡市自主防災組織連絡協議会	副会長	遠田 茂昌			出
55	鶴岡市社会福祉協議会	事務局長	菅原 淳			出
56	鶴岡市防犯協会	幹事	佐藤 てい			出

○第10号委員（公共的団体等の役職員）

57	鶴岡市町内会連合会	副会長	土岐 武文			欠
58	鶴岡市コミュニティ組織協議会	会長	佐藤 金一			欠
59	鶴岡市自治振興会連絡協議会	会長	本間 仁一			出
60	藤島町内会長連絡協議会	会長	相馬 一廣			欠
61	羽黒区長会	会長	山本 興治			出
62	簡引区長会	会長	渡部 俊美			出
63	朝日地域駐在員連絡協議会	会長	佐藤 正			出
64	温海地域自治会長会	会長	奥井 厚			出
65	鶴岡市民生児童委員協議会連合会	会長	竹内 峰子			出

## 鶴岡市地域防災計画修正案の概要

(平成25年8月防災安全課)

## 1 修正の目的

平成23年3月の東日本大震災に伴う、災害対策基本法の改正(平成24年6月27日施行)、国の防災基本計画の修正(平成24年9月6日施行)、原子力災害対策指針(平成24年10月31日決定)及び山形県地域防災計画の修正(平成24年3月23日及び平成25年3月22日修正)を踏まえ、鶴岡市地域防災計画の修正を行う。

## 2 修正の基本的な考え方

- (1) 地域防災計画の震災・津波対策編及び個別災害対策編並びに風水害・雪害対策編を対象とする。
- (2) 本市において、大規模災害が発生した場合を想定した修正とする。
- (3) 津波対策について、想定される最大規模のマグニチュード8.5を前提とした修正とする。
- (4) 国の防災基本計画及び山形県地域防災計画の修正内容を反映した修正とする。
- (5) 原子力災害対策指針を反映した修正とする。
- (6) その他、防災対策の充実に向けた修正とする。

## 3 修正の視点

- (1) 国の防災基本計画及び山形県地域防災計画の修正内容の反映
- (2) 津波対策の充実
- (3) 原子力災害対策の追加
- (4) 東日本大震災における状況を踏まえた修正(避難者受け入れ等)
- (5) 現行の計画策定以降における関係法令並びに制度改正及び各種防災対策の推進に伴う修正
- (6) 組織改編等に伴う修正

## 4 修正の概要

## (1) 主な修正内容

## ① 原子力災害対策の追加

## ア. 原子力災害対策

## a 原子力災害予防計画

- (a) モニタリング、防災体制の整備、緊急医療体制等の整備及び防災知識の普及等に関する活動体制の整備
- (b) 空間放射線量のモニタリングを実施するための機器の整備

- (c) 市民への情報伝達のための同報系防災行政無線及び広報車の広報設備等の整備
- (d) 緊急時通信連絡訓練及び市民への情報伝達訓練等の実施

b 原子力災害応急計画

- (a) 県からの県産農林水産物の出荷制限等の要請に伴う市民への周知
- (b) 水道水から管理目標値を超える放射線セシウムが検出された場合の市民への周知
- (c) 原子力災害による山形県への影響が懸念される場合の市民への注意喚起
- (d) 国から原子力災害対策特別措置法に基づく指示があった場合の市民への避難指示
- (e) 事故の概要、災害の状況、災害対策状況及び市民のとるべき行動等に関する市民への情報伝達
- (f) 市域を越えた自主避難者の受け入れに関する県及び市の連携した活動

c 災害復旧計画

- (a) 県からの避難指示等の解除に関する市民への伝達
- (b) 原子力災害に伴う業務及びその経費に関する記録の保存等

⇒ 個別災害対策編 第5節 原子力災害対策

② 広域避難者受け入れ体制の整備の追加

ア. 広域避難者受け入れ体制の整備

- a 被災県又は市町村からの避難者に関する情報収集
- b 収容可能な避難施設の選定
- c 広域避難者受け入れ窓口の設置
- d 県内自治体と協力した広域避難者の支援
- e 広域避難者を収容する避難所の運営
- f 広域避難者に関する情報の把握
- g 良好な生活環境の確保及び災害時要援護者への配慮
- h 被災県又は市町村からの情報等の広域避難者への提供
- i 広域避難者への応急住宅等の提供
- j 学校等における被災児童・生徒等の受け入れ

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第2節の2 広域避難者の受け入れ

⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第2節の2 広域避難者の受け入れ

### ③ 津波対策の充実

#### ア. 津波予防対策

##### a 津波による避難誘導

- (a) 津波監視体制の整備
- (b) 避難勧告等の発令・伝達
- (c) 津波避難計画の策定
- (d) 一般住民の避難誘導
- (e) 災害時要援護者の避難誘導
- (f) 災害時要援護者施設等における避難誘導
- (g) 観光客等の避難誘導
- (h) 船舶等の避難対策
- (i) 災害時要援護者の避難支援計画
- (j) 防災上特に注意を要する施設の避難計画
- (k) 避難誘導者の安全対策
- (l) 帰宅困難者対策

##### b 災害情報の収集体制の整備

##### c 被災者等への的確な情報伝達

##### d 津波に強いまちづくり計画

- (a) 津波浸水想定の設定
- (b) 津波に強いまちの形成

##### e 軟弱地盤等液状化対策の推進

- (a) 地盤液状化現象の調査研究
- (b) 地盤改良・液状化対策工法の普及

##### f 津波防災施設等整備計画

- (a) 防災中枢機能等の確保充実
- (b) 防災拠点施設の安全確保
- (c) 消防施設等の整備
- (d) 防災上特に注意を要する施設の安全確保
- (e) 耐震診断等の推進体制の整備

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第11節 津波災害予防

#### イ. 避難体制の確保

##### a 災害時要援護者に対する配慮

- (a) 情報伝達及び避難誘導體制の整備並びに避難訓練の実施
- (b) 一般の避難所の福祉避難所として指定

b 津波による避難誘導

- (a) 津波監視体制の整備
- (b) 避難勧告等発令判断基準の明確化
- (c) 市民等への避難勧告等の伝達
- (d) 津波避難計画の策定
- (e) 一般市民の避難誘導
- (f) 災害時要援護者の避難誘導
- (g) 観光客等の避難誘導
- (h) 船舶等の避難対策

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第7節 避難所等事前対策

ウ. 津波避難対策

- a 津波被災地への職員等の派遣及び避難住民の収容
- b 市民の自主避難並びに高齢者等の災害時要援護者の安全確保及び補助等の対応
- c 津波情報・注意報等の市民等への伝達
  - (a) 津波警報・注意報の発表
  - (b) 緊急地震速報及び地震情報の発表
  - (c) 津波警報等の発表があった場合の留意事項
- d 災害発生時における警戒区域の設定
- e 帰宅困難者、土地不案内者に対する避難情報の提供

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第10節 津波避難対策

## (2) その他の修正内容

### ア. 防災知識の普及

- a 情報伝達訓練及び避難訓練等の継続かつ定期的な実施
- b 津波防災意識の普及・啓発活動を行う。
- c 津波ハザードマップの整備
- d 学校における、過去の災害から学んだ教訓及び避難方法等の防災教育並びに定期的な防災訓練

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第3節 防災知識の普及及び訓練

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第3節 防災知識の普及及び訓練

### イ. 孤立集落対策

- a 孤立するおそれのある集落の把握

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第8節 孤立集落対策

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第9節 孤立集落対策

### フ. 災害時要援護者の安全確保

- a 情報伝達、避難誘導体制の整備

(a) 避難誘導体制の整備

(b) 近隣住民等の共助意識の向上

- b 災害時要援護者避難支援計画の策定

(a) 災害時要援護者名簿の作成

(b) 災害時要援護者情報の共有及び自主防災組織等の支援のあり方の調整

- c 社会福祉施設における災害予防対策の支援

(a) 社会福祉相互間の応援協力体制の確立

(b) 防災教育、防災訓練への支援

(c) 災害時要援護者の受け入れ体制の整備

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第9節 災害時要援護者の安全確保

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第10節 災害時要援護者の安全確保

### ヒ. 救助・救急体制の整備

- a 消防団員の確保及び充実

- b 情報収集体制の整備

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第13節 救助・救急体制の整備

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第14節 救助・救急体制の整備

## オ. 医療救護体制の整備

- a ICTを活用した災害時の情報収集体制の整備
- b 多チャンネルにより緊急時連絡体制の整備
- c 災害拠点病院の適切な災害時医療提供体制の構築

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第14節 医療救護体制の整備

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第15節 医療救護体制の整備

## カ. 港湾・漁港施設の災害対策

- a 海域での避難行動ルールの設定及び応急復旧体制の整備

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第16節 港湾・漁港施設の地震対策

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第17節 漁港・港湾施設の風水害対策

## キ. 河川・海岸の災害予防

- a 河川管理施設等の施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進
- b 海岸保全施設の施設点検、地震・津波に対する安全性の確保

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第18節 河川・海岸災害予防

## ク. 建築物等の災害予防

- a 所有又は管理する建築物の耐震化実施計画等の策定
- b 官庁施設の総合耐震計画基準に基づいた、建築物の耐震性の強化

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第20節 建築物等災害予防

## ケ. 上水道施設の強化対策

- a 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄並びに関係業者との優先供給協定の締結

- b 水道用薬品の備蓄及び分離保管

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第27節 ライフライン強化対策（上水道）

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第28節 ライフライン強化対策（上水道）

## コ. 下水道施設の強化対策

- a 防災体制の整備

(a) 職員に対する教育及び訓練

(b) 民間事業者等との連携

(c) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

## b 災害予防対策

- (a) 施設の点検、整備
- (b) 気象情報の把握
- (c) 放流先の河川等の水位及び津波情報の確認
- (d) 水位状況によるゲート開閉作業の実施
- (e) ポンプ場の速やかな稼働
- (f) 災害対応に向けた定期的な訓練の実施
- (g) 災害復旧に必要な資器材の確保

## c 処理場、ポンプ場及び重要幹線の耐震化

## d 安全確保対策

- (a) 施設の耐震診断、耐水性調査及び補強対策
- (b) 施設の耐震計画及び耐水対策計画並びに設計及び施行
- (c) 長時間停電対策

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第28節 ライフライン強化対策（下水道）

⇒ 風水害・雷害対策編 第2章 災害予防 第29節 ライフライン強化対策（下水道）

## サ. 危険物施設等の災害予防

- a 火薬類製造事業者の施設構造の点検・調査による施設の適切な維持
- b 火薬類関係事業者の消防、警察等の関係機関等との連携体制の整備

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第29節 危険物等施設の災害予防

⇒ 風水害・雷害対策編 第2章 災害予防 第30節 危険物等施設の災害予防

## シ. 食料・生活必需品の確保

- a 市の食料等の備蓄及び調達体制の整備

## b 物資の備蓄、確保及び方法

- (a) 燃料、発電機及び建設機械等の応急復旧活動に必要な資器材の備蓄並びに不足の場合の関係機関及び民間事業者との連携
- (b) 高齢者、乳幼児及び傷病者の災害時要援護者に配慮した食料の確保
- (c) 災害時においてガソリンや灯油等の安定供給を確保するための体制の構築
- (d) 高齢者、乳幼児、性別及び身体のサイズ等のニーズに配慮した生活必需品の確保

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第32節 食料・生活必需品の確保

⇒ 風水害・雷害対策編 第2章 災害予防 第33節 食料・生活必需品の確保

## ス. 輸送体制の整備

### a 集積配分拠点の環境整備等

- (a) 物資輸送の発注単位等の標準化
- (b) 輸送拠点となる民間施設への非常用電源及び非常用通信設備設置の支援
- (c) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第3.3節 輸送体制の整備

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第3.4節 輸送体制の整備

### b 地震発生時に自動車運転者がとるべき措置の周知徹底

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第3.3節 輸送体制の整備

## セ. 学校等の防災対策・防災教育

### a 学校安全計画の策定

### b 危険等発生時対処要領（危険管理マニュアル）の策定

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第3.4節 学校等の防災対策・防災教育

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第3.5節 学校等の防災対策・防災教育

## ソ. ボランティア活動の推進

### a 受け入れ体制の整備及び災害ボランティアの育成

(a) ボランティア支援本部設営に係る指針及びマニュアル等の点検・整備

(b) ボランティア支援本部設営シミュレーションの実施

(c) ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録

(d) ボランティア支援本部の設置場所、運営資器材等の確保

(e) 地域における防災意識の普及啓発

(f) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

### b 情報提供方策の整備並びにボランティア団体の活動支援及びリーダー育成

⇒ 震災・津波対策編 第2章 災害予防 第3.6節 ボランティア活動の推進

⇒ 風水害・雪害対策編 第2章 災害予防 第3.7節 ボランティア活動の推進

## タ. 災害対策本部

### a 複合災害（積雪時の地震、地震の後の津波等）を想定した災害対策本部の運営

### b 災害時の事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るための業務継続計画の策定

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第1節 災害対策本部の組織・運営・動員

⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 災害対策本部の組織・運営・動員

#### チ. 相互協力体制の確保

- a 広域応援・受援計画による迅速かつ的確な広域応援及び受援
- b 広域応援・受援体制及び広域応援協定等の基づく速やかな広域応援活動
- c 広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要な場合の広域避難要請
- d 他県などからの広域避難者受け入れ要請への対応
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第2節 防災関係機関の相互協力体制
  - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 防災関係機関の相互協力体制

#### ツ. 多様な広報手段の積極的な活用

- a 広報手段と広報項目について
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第7節 広報・広聴活動
  - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第8節 広報・広聴活動

#### テ. 住民等の避難対策

- a 帰宅困難者及び旅行者等に対する災害復旧状況等に情報
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第9節 住民等避難対策
  - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第10節 住民等避難対策
- b 海岸付近の住民や海水浴客等の避難の誘導、救助
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第9節 住民等避難対策

#### ト. 避難所対策

- a 一般避難所、福祉避難所、民間施設の借り上げ等による避難所の確保
- b 避難所の運営にあたっての災害時要援護者等の処遇に対する配慮
  - (a) 避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び必要な措置
  - (b) 女性等に対する配慮
- c 公営住宅及び民間賃貸住宅の斡旋等、避難が長期化する場合の措置
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第11節 避難所運営
  - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第11節 避難所運営

## ナ. 災害時要援護者の支援対策

- a 災害時要援護者の避難誘導の適切な措置及び自主防災組織等の避難行動に対する協力
- b 災害時要援護者の避難所へ収容状況や在宅状況等の確認
- c 災害時要援護者に配慮した避難所の運営、環境整備及び生活物資の供給
- d 災害時要援護者の健康確保のために把握する事項

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第17節 災害時要援護者の支援対策

⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第16節 災害時要援護者の支援対策

## ニ. 救助・救急活動

- a 負傷者の医療救護所及び災害拠点病院への搬送

- b 重傷傷病者のヘリコプターによる搬送

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第19節 救助・救急活動

⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第21節 救助・救急活動

## ヌ. 医療救護活動

- a 日本赤十字社及び自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請

- b 消防本部による傷病者の搬送依頼

- c ヘリコプターによる重傷傷病者搬送に関する運用

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第20節 医療救護活動

⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第22節 医療救護活動

## ネ. 農林水産業応急対策

- a 水産物及び水産施設の被害状況に応じた漁業協同組合等との連携並びに関係機関への協力要請

- b 被災した水産物及び水産施設に対する応急対策及び二次災害防止対策

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第29節 農林水産業応急対策

⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第31節 農林水産業応急対策

## ノ. 応急住宅対策

- a 被災家屋の「災害被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用基準運用指針」に基づく被害認定

- b 被災者に対する借り上げ住宅等の供給

(a) 借り上げ方法

- (b) 入居者の資格
- (c) 入居者の選定
- (d) 入居者への配慮
- c 応急仮設住宅の管理における入居者の安全・安心確保のための配慮
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第33節 応急住宅対策
  - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第33節 応急住宅対策

## ハ. 下水道の応急対策

- a 下水道施設の異常発見時の市民からの通報並びに被災した下水道施設の被災状況及び復旧見通し等の市民への広報
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第42節 ライフライン応急対策(下水道)
  - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第42節 ライフライン応急対策(下水道)

## ヒ. 災害廃棄物対策

- a 災害廃棄物等の管理における衛生面及び火災予防等に対する配慮
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第45節 廃棄物処理
  - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第45節 廃棄物処理

## フ. 救援物資対策

- a 報道によって過剰な物資が送付される場合の、その旨に配慮した情報提供の要請
  - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第47節 救援物資への対応
  - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第47節 救援物資への対応

## ヘ. 学校等の応急対策

- a 災害の状況に応じた児童・生徒等の下校及び休校の措置
- b 災害等により心身の健康に影響を受けた児童・生徒等に対する心の健康管理
- c 被災した児童・生徒に対する学用品の調達及び支給
  - (a) 支給対象者
  - (b) 支給する学用品の品目
  - (c) 学用品支給の時期
    - ⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第52節 学校等における応急対策
    - ⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第52節 学校等における応急対策

## ホ、文化財応急対策

### a 文化財の観覧者等がいる場合の、人命の安全確保

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第54節 文化財応急対策

⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第54節 文化財応急対策

## マ、ボランティア関係機関の支援・協働体制の確立

### a ボランティアに対する活動拠点並びに物資確保等に必要な支援及び協力

### b 鶴岡市社会福祉協議会との連携による災害ボランティア支援本部の設置

⇒ 震災・津波対策編 第3章 災害応急対策 第56節 ボランティアとの協働

⇒ 風水害・雪害対策編 第3章 災害応急対策 第56節 ボランティアとの協働

## ミ、経済的再建支援

### a 被災者に対する臨時的な雇用創出策及び職業訓練を通じた働く場の確保

### b 被災した農林漁業者及び中小企業者への円滑な融資に関する金融機関への要請

### c 被災した農林漁業者及び中小企業者への既貸付金の償還に関する条件緩和措置の金融機関への要請

⇒ 震災・津波対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

⇒ 風水害・雪害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

## ム、復興対策

### a 復旧・復興計画策定における、女性及び災害時要援護者の参画

⇒ 震災・津波対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 災害復興対策

⇒ 風水害・雪害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 災害復興対策